

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第4項

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成23年2月14日

**【四半期会計期間】** 第34期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

**【会社名】** 株式会社クロップス

**【英訳名】** C R O P S C O R P O R A T I O N

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小川 幸久

**【本店の所在の場所】** 名古屋市中村区名駅四丁目23番9号

**【電話番号】** 052(588)5640(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部門担当 小林 正明

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中村区名駅四丁目23番9号

**【電話番号】** 052(588)5640(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部門担当 小林 正明

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年8月13日に提出いたしました第34期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

(略)

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

(略)

(訂正後)

(略)

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、下記に定める行使価額の調整理由が生じた場合にも新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により新株予約権の行使により発行される株式の数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。

また、これらの端数処理については、その後生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映した上で、調整後株式数を算出するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算出方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当初行使価額計算期間内又は新株予約権の割当日に下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当初の行使価額は下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で当社が適当と判断する値に決定される。

新株予約権の割当日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分量}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

(略)